

松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201
TEL・FAX 03(3357)5010/携帯 090(4843)7518



謹賀新年

平成29年元旦

誌上ギャラリー

日本の書
「いのち輝け 柴山抱海書展」
於 ニュー・ジャージーランド・アカデミー・
オブ・ファインアート
平成28年11月27日(日)～
12月4日(日)



「遇」 105×135
(説明)
作品集によれば、制作者の意図は、潤濁の変化にあるとされている。そして、人は人に出遭って人になると。そして、「人に遇う、時に遭う、事に遭う太くたくましく」とコメントされている。作品の文字性の中に人の営みが映し出されているように見える。

松嶋 楠城

昭12.5～平20.6 鳥取県生
元独立書人団理事・審査会員
元日本象書会 会長
元全日本書道教育連盟会長
元東洋大学、目白女子短大講師
元日本書道専門学校助教授
元和洋女子大学ソフトテニス部監督

柴山 抱海

昭16 鳥取県生・
在鳥取市青谷町
(公財)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表・
鳥取書道連盟会長
西安美術学院客員教授

「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(楳エピック社刊)より



P17 鑑賞 山頭火
「さて、どちらに行かう風がふく」
(作評)
著書には「放浪は男のロマン。風の吹くままに、気の向くままに…。山頭火のロマン…」とある。書作品で「」が入るものは珍しい。間を字間でなく点面の点で取っており、思考、思案が立ち止まっている。

さきづけ・あとづけ 『節目・目標・同級』 Vol.XIV (seq.167)
平成29年1月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

- 昨今は、感覚的には年末も年始も境目がなく、節目がなくなって久しいと思うのですが、新しいことに向かっているには、やはり節目は必要なのだと痛感します。何事も「一年の計は、元旦にあり。」なのかも知れません。幾つになっても濃とした気持ちで忘れないでいきたいと思うし、昨年の反省を踏まえ自分を大切に歩めたいと思っています。
- さて、年が明けると厳しい現実が待っています。「サービス業は、人様の世話をすること。」ですので、「年末も正月も無いのが当たり前」と自覚して対応すべきと思っています。考えてみれば、各税には「期限」が付されていますので、スケジュールリングが下手な自分にも、やるべき時期、目標がはっきりしているの、一つ一つこなしていく中に、それぞれ小さな達成感があるので続けられるのかも知れません。今年も西年。この年になれば大空を飛ぶほどの思いはないとしても、しっかりと2本の足で立っていられたらいいなと思うところです。
- 税務の仕事は、新年早々、個人の確定申告に向けた法定調書の提出、償却資産税の申告、年末調整と源泉所得税の納付、法人税の確定申告などたくさん報告、申告、納付の仕事が被さってきます。本年もなんとかこなしていければいいなと思っています。また、マイナンバーの確認入力も必要ですので、本年は、1ステップ手順が増えます。2月は、12月決算の対応に追われますので目いっぱいとなり、まさに、息つく暇もありません。
- 話は変わりますが、昨年は、鳥取県から50数年ぶりに大相撲の関取が誕生しました。その昔、倉吉出身の琴桜の活躍が、高校生である自分たちに大いなる夢を与えてくれました。幕内が一番小さな石浦関は、鳥取の出身。まさに、小さな鳥取県の希望、自分たちの誇りでもあります。県人会のイベントでも身近なところで話を聞きましたので親近感は格別です。関取は、先場所の活躍からして、初場所は番付も上がり厳しい戦いになると思いますが、新たな目標に向かって頑張ってもらいたい、市井の一ファンとして思っています。
- ところで、昨年の11月30日第45回ベストドレッサー賞の発表・授賞式があり顔を出してきました。何しろ、このイベントを主催されている日本メンズファッション協会理事長で株式会社ジムの八木原会長からのご案内だったので、門外漢の自分ですが受賞される方の生の感想が直接聞けることもあり、喜んで参加させてもらいました。今回は、小池東京都知事が受賞されるということで、会場は、大変な混みようでした。いろいろなジャンルの方が受賞されそれぞれ抱負を語っておられました。それぞれの向かう姿勢が垣間見え、ちょっとした感想に凝縮された言葉があり、流石そうだなと思いが動きました。因みに受賞の方は、小池百合子東京都知事、ファミリアの岡崎忠彦社長、漫画家の荒木飛呂彦さん、俳優の菅田将暉さん、女優・ピアニストの松下奈緒さん、金メダリスト伊調馨さん、俳優の別所哲也さんでした。
- さて、平成28年の田舎の高校の同級会の忘年会は25名の参加でした。東京周辺には50名以上が居りますが、このところ、やや参加者が低迷傾向にありました。数年前から、東京の街を知るということでガイドさんをお願いしての散策が好評で参加率は素晴らしいものがあります。当方、歴史が好きなので、この企画には、喜んで参加しておりますが、実際の計画をしてくれている小谷紘一君(幹事長)と安藤伸彦君には、頭が下がります。今回は、新橋周辺の散策だったので、新橋駅の機関車があるところ集合し、汐留あたりから築地、歌舞伎座周辺を案内していただきました。至るところに、江戸の町並みが見え隠れし、普段気が付かないことを教えていただき、新たな発見をした思いでした。新橋あたりは、様々な開発が行われておりますが、それに伴って出て来た、旧新橋駅のホームであるとか驚くことばかりでした。忘年会は、昼食を中心にそれから二次会で軽めにというところで、当方は、失礼しました。残念だったのは、安藤君がダウンして参加できなかったこと、いつも熱海から駆けつけて「来年は…」と話をしてくれる三島君が来れなかったことです。二人とも、体調が早く元に戻るよう祈っているところです。

皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)

法定調書

◆提出調書と支払内容◆

〈提出期限〉
平成29年
1月31日(火)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法、国外送金等調書法の規定により、(平成28年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の平成28年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

【源泉徴収事務・法定調書作成事務におけるマイナンバー制度】

マイナンバー制度の導入により、平成27年10月からマイナンバー及び法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されました。
法定調書の提出義務者(支払者等)は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

■平成29年度税制改正大綱 企業の賃上げ減税を拡充 配偶者控除拡大150万円

自民、公明両党は、平成29年度税制改正大綱を決定しました。主な項目について取り上げます。

■所得拡大促進税制の見直し

現在は企業の規模を問わず、平成24年度の給与総額に比べて一定水準を上回ると増加分の10%を法人税から差し引いています。

平成29年度からは中小企業は、前年度比で2%以上賃上げした企業の

減税枠を拡充します。現在の減税枠に加え、前年度から増加した給与総額の22%を法人税額から控除できるようにします。

大企業も前年度から2%以上賃上げた企業は、現行制度に加えて増加した額の12%を法人税から控除できるようにします。賃上げが2%未満であれば減税は受けられなくなります。

■中小企業向け

設備投資促進税制の拡充
今回の所得拡大促進税制の減税拡充で対象になりうるのは法人税を支払っている中小企業に限られてしまいます。このため、法人税を払っていない中小企業にも恩恵がある設備投資減税も対象を拡大します。

中小企業投資促進税制を拡充し、サービスの生産性向上を支援します。これに対応した形で固定資産税の特例対象を拡大。

具体的には対象設備について高効率の冷蔵陳列棚、空調設備などを追加します。

■地域中核企業向け

設備投資促進税制の新設
地方経済を支える中核的な企業向けの設備投資促進税制も新設します。すべてのモノがインターネットにつながる「IoT」やAIなどのテクノロジ分野、医療・健康、観光・スポーツなどでの先進的な事業を対象に、設備投資にかかった費用の税額控除が特別償却を認めます。

各都道府県が地域の企業から地域の事業計画を提出してもらいます。都道府県が認定した総投資額2000万円以上の事業では機械・装置の取得額の4%の控除か40%の特別償却を受けられます。

■研究開発減税の拡充

企業の研究開発を減税で支援する「研究開発減税」を拡充します。研究開発費の8~10%を法人税額から差し引く制度について減税率を6~14%に広げ、増加割合に応じて減税率が高くなる仕組みにします。

現行の研究開発減税は、売上高に占める研究開発費の比率に応じ、費用の8~10%を法人税から差し引け

ます。さらに、研究開発費が過去3年平均より増加した際に増加額の一部を減税に上乗せでき、これは平成28年度末が適用期限になります。
新たな研究開発減税は、上乗せ措置を廃止する代わりに、減税率を6~14%に上げます。研究開発比率ではなく、過去3年平均と比較した増加割合に応じて減税率に差をつけます。研究開発費を大きく増やす企業は減税率が上がり、減らす企業は低くなる仕組みにしました。

■配偶者控除、年収制限を拡大

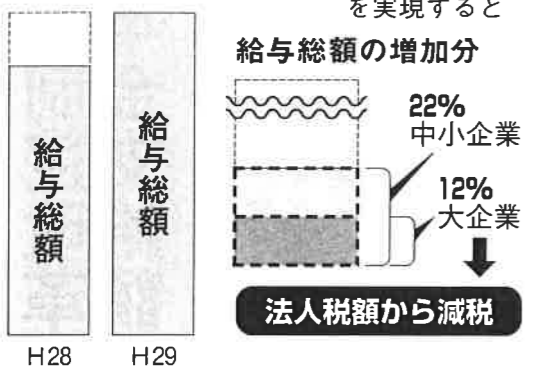
今回、最大の焦点となっていた所得税の配偶者控除については、女性が働きやすい環境を整えるため、1月からパートで働く妻など、38万円の控除が受けられる配偶者の給与収入の上限を、今の年間103万円以下から150万円以下に引き上げ、対象を拡大します。

また、配偶者の収入が150万円を超えたあとは、201万円にかけて、段階的に控除額を縮小します。

一方、控除の対象拡大によって全体の税収が減らないよう、所得制限を設け、夫などの年間の給与収入が1120万円を超える控除額を段階的に減らし、1220万円を超えると控除が受けられなくなります。

2%以上の賃上げ企業に 新しい減税枠を設ける

2%以上賃上げを実現すると

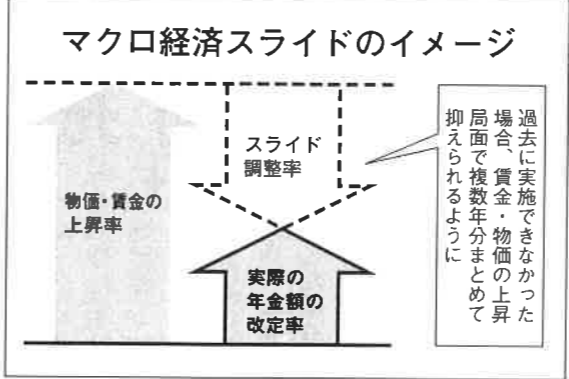
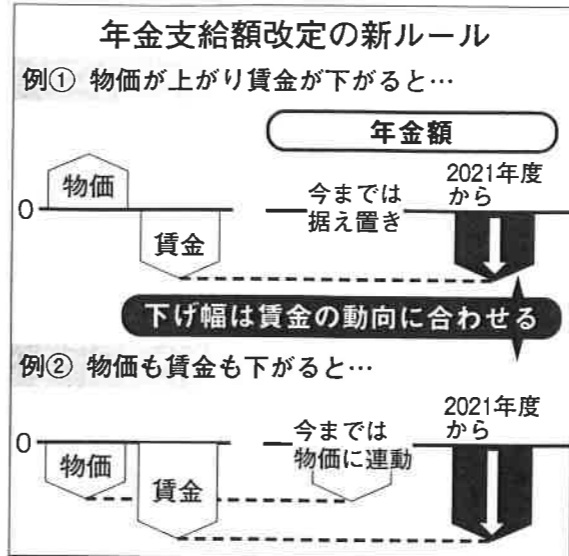


年金制度改革法案にみる 年金支給額の改定ルール

年金支給額の新たな改定ルールを盛り込んだ年金制度改革関連法案が昨年、衆議院で可決されました。賃金や物価の変動に合わせて給付額を調整する「賃金・物価スライド」を見直し、将来世代の給付を改善することなどが柱です。そこで今回は、同法案にみる新たな年金支給額の改定ルールについて取り上げます。

法案は物価や現役世代の賃金に合わせて年金給付額が変わる「賃金・物価スライド」の見直しと、年金支給額の伸びを物価・賃金の上昇分よ

りも抑える「マクロ経済スライド」の機能強化が柱となります。年金財政が悪化する中で、世代間の公平の観点から年金の支え手である現役世



代の年金水準を確保する狙いです。■賃金・物価スライドの見直し■
現在、年金給付額は物価や賃金にスライドさせて毎年度改定していますが、2021年度から新ルールを導入します。

物価が上がって現役世代の手取り賃金が下がった場合、現在は高齢者が受け取っている年金額は据え置いています。新ルールでは賃金に合わせて減額します。両方下がり、賃金の下落幅が大きければ、年金の減額は賃金に合わせます。つまり、賃金が下落すれば、それに合わせて給付額も減らすというもので、現役世代が将来受け取る年金額の水準を確保する方針です。

■「マクロ経済スライド」の強化■
マクロ経済スライドとは、少子高齢化が進行しても保険料の上限を固定した財源の範囲で給付費を賄えるように、平均余命の伸びや現役世代(被保険者)の減少を指数として、賃金や物価の上昇分より抑える仕組みです。

これまで物価上昇時のみに適用してきたため、2004年の年金改革で導入して以降、実施したのは2015年度の1度だけです。この結果、年金額の抑制が利かず、現在の年金

給付水準は、将来の高齢世代よりも相対的に高くなっています。

このままでは年金財政がより厳しくなり、将来世代の年金給付水準は想定より低くなってしまう。そこで、2018年度からはデフレで実施できなかった分は、翌年度以降に持ち越し、景気回復で賃金や物価が上昇した段階でまとめて差し引く(キャリアオーバー)制度を導入します。

ただ、長期的に年金給付水準が低くなっていく傾向にあることから、政府は消費税率を10%に引き上げた段階で、低年金者に対して最大6万円の給付制度を創設する方針を打ち出しています。

一方、現役世代の老後資金確保策も打ち出しています。国民年金より有利な厚生年金の加入対象について、従業員500人以下の企業でも労使合意があれば、年収106万円以上で週20時間以上働くなどの要件を満たしたパート従業員の厚生年金加入を認めます。

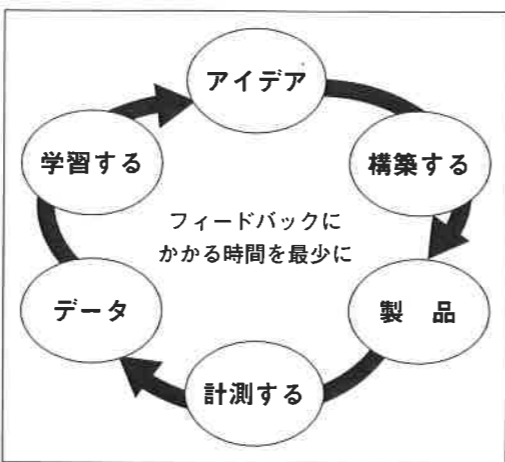
また出産前後(出産予定1カ月前から4カ月)の女性の国民年金保険料の免除なども盛り込みました。この間、保険料を納めた場合と同じ年金額を保障します。

迅速な「構築→計測→学習」 学びを得るための無駄を最小限に リーン・スタートアップとは？

近年の急激に変化する社会情勢の中では、いかにして世の中のニーズに合った新製品やサービスを作り出し続けていくのかが必要となります。しかし一方で、多大なコストや人材、労力を投入した新規事業が、今後、十分な収益を生むのは不透明といったリスクも伴います。

このような課題を解決するために、「リーン・スタートアップ」という経営手法を参考してみようか。リーン・スタートアップは、米国シリコンバレー発の経営手法で、直訳するとリーンは「無駄のない」、

スタートアップは「起業」という意味です。リーン・スタートアップの考えは、新たな事業を小さく始めて、有望か否かを早期に見極め、芽がないと判断したらすぐに製品やサービスを改良するなどの軌道修正を繰り返すことにあり、具体的にまとめる以下ようになります。



- ①「このような製品・サービスのニーズがあるのではないか」という仮説を立て、新規ビジネスのアイデアを練る(構築)
- ②アイデアに基づき実用最小限の機能を備えた試作品をコストをかけずに製作し、いち早く飛びつく少人数の顧客の反応を見る(計測)
- ③その顧客の声などの結果を基に、試作品を改良する(学習)

ポイントは、「計測による学習」です。当初の仮説だけで多大なコストや人材を投入して、それまでの苦労が無駄にならないよう、本当に顧客が望んでいるモノは何かを計測の中から学び、迅速に製品やサービスの改良に結びつけることが大切です。



お札に肖像画が 使われる理由は？

福澤諭吉、樋口一葉、野口英世。日本の紙幣の肖像画に使われている人物として馴染みも深いでしょう。

日本銀行券では、現在紙幣を含めて16名、政府紙幣(明治元年から同5年にかけて政府が発行した紙幣)では2名が登場しています。ちなみに、登場回数が一番多いのは聖徳太子で、過去に7種類のお札に使用されています。

肖像画が多く描かれる理由

日本に限らず、昔も今も、世界各国の紙幣で肖像画がよく用いられています。これには2つの大きな理由があるとされています。

1つは偽造防止のためです。私たちは、「顔」を認識する能力に優れているのだそうです。人の顔つきの微妙な違い、わずかな表情の変化もしっかりと認識することができ、でも、ニセ札を作ったとしても、そのお札の肖像画が少しでもずれていたり、ぼやけたりしていると違和感を持ちます。肖像画には、このよう

な人間の能力を利用して、偽造を防ぐという意味合いがあるわけです。

もう1つは人々の親近感を持ってもらうためです。その国で良く知られている政治家、文化人、有名人などを描き、その人物の業績などを再認識して親近感を持つてもらうとともに、紙幣自体についても認識を深めてもらう狙いがあります。

記憶に刻まれる紙幣の肖像画

紙幣の肖像画については、18世紀後半に起こったフランス革命での有名なエピソードがあります。当時のフランス国王だったルイ16世は、国外へ亡命しようとしたルイ16世は、国境近くであっさり発見され、パリに連れ戻されてしまいました。

実は、当時のフランスの紙幣には、ルイ16世の肖像画が使われており、国王の顔は国内の隅々にまで知れ渡っていたのです。新聞もテレビもインターネットもない時代、変装していたのにもかかわらず発見されてしまったのは、この紙幣の肖像画があったからだといわれています。

普段、繰り返し目にしている紙幣の肖像画が、人々の記憶にどれほど深く印象付けられているのかを表すエピソードの1つです。



自転車通勤を認める際の注意点

近年の健康志向やエコブームを背景に、自転車通勤を始める人が増えています。一方、自転車通勤は事故発生率が高いことから、企業は自転車通勤を認める際には、ルール整備によるリスク管理が必要となります。

■通勤途上の事故

まず、自転車通勤の途上で事故に遭った場合には、それが労災保険法の「通勤災害」に該当するのかが否かという問題が生じます。

通勤災害における通勤とは①就業に②住居と就業場所との往復、就業場所から他の就業場所への移動、単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、③合理的な経路および方法により行うことをいいます。

ここで問題となるのが「合理的な経路」です。自転車通勤は、寄り道等により合理的な経路を外れる可能性もあり、その際には労災保険の適用が認められないことも考えられます。まず、社員に対して通勤災害に関する基本的な定義を理解してもらうことが重要です。

なお、健康増進を目的とした場合、数十キロ離れた住居からの自転車通勤は合理的な経路および方法とはされず、通勤災害として認められないことも考えられます。

■社員が加害者になるリスク

また、自転車通勤をする社員がケガをするだけでなく、社員が人身事故を起こして加害者となってしまうケースも考えられます。

事故を起こした社員本人に賠償責任が発生するのはもちろん、通勤途上の事故であれば、会社が使用者責任を問われる可能性も否定はできません。よって、自転車通勤を許可する基準として、民間保険（自転車保険や個人賠償保険等）への加入を義務付けることを忘れてはならないでしょう。

社用車の使用やマイカー通勤については、厳しいルールを定めている会社も多いかと思いますが、自転車通勤についても、事故発生時のリスクを十分に理解し、同様に考えていくことが必要となります。

年々加速する少子高齢化社会を背景に、今後の人材確保対策として高年齢者の活用を検討している企業も多いことでしょう。これに関連するデータとして、この度、厚生労働省は「平成28年高年齢者の雇用状況」の集計結果を公表しました。

労働者全体に占める高年齢者の割合増加

—平成28年高年齢者の雇用状況—

また、高年齢者の雇用状況では、31人以上規模の企業における常用雇用者数（約3049万人）のうち、60歳以上の常用労働者数は約325万人で10.6%を占めています。これらを雇用確保措置の義務化前の平成21年を100とした比率で見ると、常用雇用者数は約115%となっており、60歳以上の常用雇用者数については約150%増となっています。

この結果からも、労働者全体の中に占める高年齢者の割合が増加していることがよく分かります。

国では、少子高齢化の進行、将来の労働力人口の低下などを踏まえて、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢に関わりなく働き続けることが可能な企業の普及・啓蒙等に取組むとしています。

企業では、人材採用難の時代の中で、労働環境の整備や、業務内容の再設計が今後ますます必要になります。なお、平成28年10月より「65歳超雇用推進助成金」が新設されていることから、このような助成金の活用も併せて検討することも望まれます。



◆中小企業等経営強化法◆ 中企庁HPで認定事例を紹介

周知の通り、中小企業が生産性を高めるために新たに取得した機械装置の固定資産税を3年間、2分の1に軽減する特例などが盛り込まれた「中小企業等経営強化法」が7月1日より施行されています。

この軽減措置を受ける場合には、「経営力向上計画」を作成して、事業所管大臣から認定を受ける必要がありますが、制度開始から10月末時点での認定件数は、3333件にのぼっています。

中小企業庁では、中小企業等経営強化法に基づき申請・認定を受けた経営力向上計画の中から、経営力向上の取り組みとして参考になる事例を同庁のホームページで随時、更新して紹介していますが、12月初旬現在、11の認定計画事例が公表されています。そこで今回は、この中から1事例を紹介いたします。

■衣服卸売業・経済産業省認定

百貨店・有名セレクトショップ等に向けて「身体に負担のかかりづら

い靴」、「機能性キッチン雑貨」、「加工食品」等の輸入卸売を行う会社が、海外市場に向けて自社製品の投入や、海外輸出販売用ウェブサイトの構築を行うことで、営業活動の強化を図る。

（具体的な取り組み）

◆商品セグメント毎の損益管理を行い、無駄な仕入れや過剰在庫を抑制し、利益率向上に努める。

◆日本・イギリス・中国等で特許取得したトートバックの企画・販売、小売、輸出販売を行う。また、為替・市場のリスクヘッジのため海外輸出販売用のウェブサイトを構築する。

◆ファストファッションの影響で停滞しているアパレル実店舗、また、ネットショッピング市場の拡大によって業態維持・継続に大きく影響を受けている書籍、レコード、DVD実店舗等へ、現在の売場や人材を利用し新業態の提案と店舗演出に関する指導を行い、取引先の新しい産業創出と雇用維持及び拡大に努める。

1月の税務と労務

—税務—

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
(2)提出先…給与の支払者（所轄税務署長）
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付
(1)交付期限…1月31日
(2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民及び市町村民税の納付（第4期分）
納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- ★28年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月10日（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- ★28年11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税） 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出
(1)提出期限…1月31日
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

活力ある経済を取り戻す

新興国の経済失速、反EUの拡散による経済リスクなど、世界経済を取り巻く情勢は予断を許しません。私たちも、政府の経済政策によるだけでなく、自らの知恵と勇気と力で、状況を切り開く企業家精神が求められる年となりそうです。▼経済情勢が見通せない今こそ、本当のチャンスです。産業活動の担い手である企業自身が、果敢なチャレンジ精神と旺盛な意欲を発揮して、2017年を日本経済再生に立ち向かう1年としたいものです。